

質問書に対する回答

業務名：大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務

質問 1	大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務（当該業務）の検討結果により、大倉山ジャンプ競技場等改修事業（当該事業）が PFI 事業または PPP 事業として実施された場合、今後当該事業において市が調達する建設に係る事業（測量、調査、設計、土木工事、建築工事、設備工事など）や運営に係る事業（施設運営、維持管理など）について、当該業務の受託者が参画を制限されることはあるか？
回答 1	当該業務の受託者は、今後の発注業務に参画することへの制限はございません。

質問 2	当該業務の受託者の実施体制において再委託を予定している協力会社は、上記と同様に、当該事業の調達について、参画を制限されることがあるか？
回答 2	当該業務の再委託を予定している協力会社についても、今後の発注業務に参画することへの制限はございません。

質問 3	別紙 1 委託業務仕様書 3 (5)「事業手法に係る民間ヒアリング調査」は、「札幌市 PPP/PFI 活用方針」の第 I 部方針編 3.1「(2) 簡易な検討に関する方針」に基づくものか、あるいは 3.1「(3) 詳細な検討に関する方針」に基づくものでしょうか。 または第 II 部ガイドライン編「2.3 簡易な検討」によるものか、あるいは「2.4 詳細な検討」によるものでしょうか。
回答 3	今回行う事業手法の検討は、「簡易な検討」を想定しており、「札幌市 PPP/PFI 活用方針」の第 I 部方針編 3.1「(2) 簡易な検討に関する方針」及び第 II 部ガイドライン編「2.3 簡易な検討」によるものです。

質問 4	別紙 1 委託業務仕様書 3 (5)「事業手法に係る民間ヒアリング調査」は、「札幌市 PPP/PFI 活用方針」の第 I 部方針編 5.1「サウンディング型調査（公募対話型の市場調査）」や第 II 部ガイドライン編 2.4「(5) 市場調査」に該当するものでしょうか。
回答 4	「簡易な検討」の、「定性評価」を実施するために民間ヒアリング調査を行うものであり、第 I 部方針編 5.1「サウンディング型調査（公募対話型の市場調査）」や第 II 部ガイドライン編 2.4「(5) 市場調査」に該当するものではありません。

質問 5	別紙 1 委託業務仕様書 3 (5)「事業手法に係る民間ヒアリング調査」の【調査前提】に、「具体的な事業手法の検討は『札幌市 PPP/PFI 活用方針』『札幌市 PPP/PFI 優先的検討指針』に基づき札幌市が行うこと」、とありますが、「具体的な事業手法の検討」は当該業務の受託者ではなく、発注者である札幌市が実施するという理解でよろしいでしょうか。
回答 5	「具体的な事業手法の検討」は発注者である札幌市が実施いたします。

質問 6	別紙 1 委託業務仕様書の 3 (4) 概算工事費の算出、について各工種毎に単価、概算数量から概算事業費算出とありますが、中項目程度（例：給排水設備、衛生設備、空調設備、など毎に算出する程度）でよろしいでしょうか。
回答 6	当該業務で算出する概算事業費は、事業化の判断材料及び今後行う設計の基礎情報として使用する目的であり、より高い精度となるよう積み上げた数量から概算事業費を算出するものです。具体的な項目レベルは、この使用目的を踏まえ、適正と考えるものをご提案ください。